

# 岡山県看護協会国民保護業務計画

## 第1章 総則

### 第1節 計画の目的

本計画は、公益社団法人岡山県看護協会（以下「本会」という。）が武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第36条第2項及び第182条第2項の規定に基づき、本会の業務に関し、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における国民の保護に関する措置（以下「国民保護措置」という。）の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

### 第2節 実施の基本方針

- 1 本会は、国民保護措置の実施に当たっては、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）、岡山県国民保護計画及び本計画に基づき、県、市町村その他武力攻撃事態等の対応に係る関係諸機関と相互に連携を図りながら、医療・看護を確保するために必要な措置を講ずる。
- 2 その措置は、被害状況及びその有する能力などについて総合的に判断することによって定まり、その実施期間は概ね被災者の緊急的なニーズが満たされ、自立の見通しが立つまでの間とする。

### 第3節 武力攻撃事態等マニュアルの作成等

本会は、本計画を効果的に推進するため、武力攻撃事態等における情報の収集・発信方法、救護班の派遣方法等を記したマニュアルを作成するとともに、訓練や研修を実施して本会会員への周知徹底を図るものとする。

### 第4節 計画の修正

本計画を効果的に推進するため、今後の状況の変化に伴い、適時、自主的に本計画の内容について検討し、必要に応じて修正するものとする。

なお、計画の変更を行った場合には、軽微な変更の場合を除き、知事に報告する。

### 第5節 措置の内容

本会は、武力攻撃事態等に対処するために、次の措置を実施する。

- (1) 武力攻撃事態等に対する体制の整備
- (2) 武力攻撃災害における医療・看護の提供
- (3) 情報の収集・提供及び広報活動

### 第6節 安全の確保

会長は、国民保護措置の実施に当たっては、国、県、市町村その他関係機関と連携しつつ、会員の安全の確保に十分配慮するものとする。

## 第7節 武力攻撃事態等における意識の啓発

本会は、会員に武力攻撃事態等に関する意識の啓発を行うものとする。

## 第8節 武力攻撃災害における財政上の措置

医療・看護活動等に要する費用は、原則として、各救護班を派遣した施設の負担とする。

ただし、国民保護法に基づいて行う医療の実施の要請に応じ又は指示に従った医療・看護活動については、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を知事に請求することができる。

# 第2章 平素からの備え

## 第1節 岡山県看護協会国民保護対策委員会の設置

- 1 業務に係わる国民保護措置を円滑かつ適切に実施するため、岡山県看護協会国民保護対策委員会（以下「国民保護対策委員会」という。）を設置する。
- 2 国民保護対策委員会は、前項の目的を達成するため、次に掲げる事項に関し、必要な連絡調整を行うものとする。
  - (1) 緊急時のための連絡網の作成、連絡体制及び参集体制の整備
  - (2) 関係機関との連絡体制の整備
  - (3) 計画に定める事項のうち、平時における措置の総合的な推進
  - (4) 計画の見直し
  - (5) その他必要な事項
- 3 国民保護対策委員会の庶務は、本会事務局が担当する。

## 第2節 協会における連絡体制等の整備

- 1 会長は、本会内部関係者、県、県医師会等関係機関との連絡体制を予め定めておくものとする。
- 2 支部長は、本部との連絡体制を予め定めておくものとする。
- 3 会長は、支部長及び施設代表者との連絡体制を予め定め、武力攻撃事態等マニュアルに明記する。
- 4 連絡体制は、防災業務計画における連絡体制と兼ねることができるものとする。

## 第3節 会員参集

会長は、会員の招集・参集について、緊急連絡網の作成等による会員の確保及び情報収集、伝達手段の確保に努めるものとする。

## 第4節 非常事態等警戒時における措置

- 1 会長は、武力攻撃事態等に至るおそれがある場合又は県に国民保護対策本部が設置され必要と認められた場合には、救護班等に待機を指示するものとする。

- 2 会長は、国民保護措置の実施にあたってはその内容に応じ、国民保護措置を実施する者の安全の確保に配慮するものとする。

## 第5節 訓練の実施

本会は、平素からの確かな国民保護措置ができるよう訓練の実施に努めるとともに、県等が実施する国民保護措置についての訓練に参加するよう努めるものとする。

## 第6節 物資等の備蓄

- 1 本会は、国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材の備蓄に努めるものとする。
- 2 本会は、平素から自ら管理する施設及び設備を整備し、点検を行うものとする。

# 第3章 武力攻撃事態等への対処

## 第1節 岡山県看護協会国民保護対策本部の設置

- 1 会長は、県国民保護対策本部が設置された場合には、会長を長とする岡山県看護協会国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、武力攻撃事態等における医療・看護活動の立ち上がりに万全を期することとする。また、本部は次の業務を行うものとする。
  - (1) 被害状況の調査及び報告に関すること
  - (2) 救護班の派遣及び輸送に関すること
  - (3) 看護に関する専門的助言に関すること
  - (4) 関係機関との連絡調整に関すること
  - (5) その他、武力攻撃事態等における医療・看護活動に関し必要とされる業務
- 2 会長に事故のあるときは、専務理事が会長の職務を代行する。

## 第2節 看護職員の派遣

会長は、県国民保護対策本部等から要請があった場合には、会員を救護班等に派遣して、看護の支援を行うものとする。

## 第3節 専門的助言

本会は、県国民保護対策本部等から看護に関する助言を求められた場合には、専門的観点からの助言を行うものとする。

## 第4節 被災情報の収集及び報告

会長は、その管理する施設及び設備に関する被災情報等を収集し、これらの情報を県に速やかに報告するものとする。

# 第4章 応急の復旧

会長は、その管理する施設及び設備について武力攻撃災害による被害が発生したときは、当該施設及び設備について、応急の復旧に必要な措置を講ずるものとする。

## **第5章 緊急処理事態への対処**

緊急処理事態においては、武力攻撃事態等に準じた対処を行うものとする。